

外貨普通預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	外貨普通預金	
2. 販売対象	・法人、個人。	
3. 期間	・定めません。	
4. 預入	・随時預入 ・円貨・外貨送金での預入に限ります。 ・1通貨単位 ・1セント単位 ・金庫取扱い可能通貨といたします。	
(1) 預入方法		
(2) 預入金額		
(3) 預入単位		
(4) 預入通貨		
5. 払出方法	・随時払い戻しできます。	
6. 利息	・変動金利 ・マーケット環境により見直します。 ・年2回(3月、9月)元金に組み入れいたします。(*) ・毎日の最終残高について、付利単位を原則1通貨単位とした日割計算を行います。	
(1) 適用金利		
(2) 利払い方法		
(3) 付利単位 計算方法		
7. 税金	・個人:分離課税(国税15%、地方税5%) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 *マル優のお取り扱いはできません。 ・法人:総合課税 ・為替差益への課税(裏面へ)	
8. 手数料	・裏面へ _____	
9. 付加できる 特約事項	_____	
10. 中途解約時の 取扱	_____	
11. 金利情報の 入手方法	・窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 為替変動リスクが生じる場合があります。 為替変動により、受取の外貨を円換算すると、外貨預金払込時の円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。 外貨普通預金は、預金保険の対象外です。
--------------------	---

(*)外貨普通預金の利息決算日は毎年「3月、9月の第3土曜日」です。

お預け入れ・ お引き出し方法	手数料および適用相場
お預け入れ 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 円を外貨にする際に(預入時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。TTSレートには為替手数料(1米ドルあたり1円)が含まれています。 外貨現金でのお預け入れ お取扱いできません。 外貨T/Cでのお預け入れ お取扱いできません。 ご本人の外貨預金からの お振替 ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。 到着した外貨預金での お預け入れ 外貨受払手数料(お預け入れになる外貨送金金額の0.05%。ただし、最低手数料2,500円)がかかります。
お引き出し 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 円を外貨にする際に(引出時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。TTBレートには為替手数料(1米ドルあたり1円)が含まれています。 円現金でのお引き出し お取扱いできません。 円預金へのお振替 お取扱いできません。 外貨現金でのお引き出し お取扱いできません。 外貨T/Cでのお引き出し お取扱いできません。 ご本人の外貨預金への お振替 ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。 外貨でのご送金にご使用 送金手数料(4,500円)、外貨受払手数料(ご送金金額の0.05%)。ただし、最低手数料2,500円)がかかります。 このほかに受け手側での手数料などがかかる場合があります。
為替差益への課税	<p>個人：為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。 為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。 他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>法人：総合課税 ・くわしくはお客様ご自身で公認会計士、税理士にご相談ください。</p>